

西神楽地区防災計画

令和 5 年 3 月

西神楽地区防災会議

目 次

1	目的	1
2	地区の特性	1
	(1) 過去の災害歴	2
	(2) 今後の災害想定	2
3	平常時の活動	2
	(1) 組織体制	2
	(2) 防災知識の普及・啓発	3
	(3) 地域の危険箇所の把握	3
	(4) 防災訓練	3
	(5) 避難環境の整備	3
	(6) 備蓄	3
	(7) 防災井戸（生活用水）	5
	(8) 避難行動要支援者の支援体制	5
4	災害時の活動	6
	(1) 災害体制（組織と役割分担）	6
	(2) 情報収集・伝達・共有・災害広報	7
	(3) 救助・救急，初期消火	7
	(4) 避難誘導活動	8
	(5) 生活救援（給食給水・炊き出し等）	8
	(6) 避難所開設・運営	8
	(7) 避難行動要支援者等の支援	8
5	風水害・土砂災害・地震・雪害への対応	8
6	災害復旧時の活動	9
7	計画の見直し	9

1 目的

私たちが住む日本では、毎年、全国各地で地震や台風、大雨、豪雪などにより、これまでに経験したことのないような被害が発生している。

旭川市は、これまで大きな地震の発生がないことや、全国と比較して大雨や台風による被害が少ないという地理的特性から、「災害が少ないまち」という認識を持っている市民が多い。しかし、上述のとおり、この旭川も含めいつ、どこで、どのような災害が発生しても不思議ではない状況であり、平時から防災意識を高め、いざという時に備えておかなければならない。

災害が発生した場合、まず個人の取組が不可欠であるが限界はある。また、行政の支援にも限りがある。このことから、災害による被害を最小限に抑えるためには、地域住民の連携・協力による組織的行動が不可欠である。

本計画は、西神楽地区の特性を踏まえた住民等による自発的な防災活動に関する事項を定め、計画に基づく防災活動を実施することで、安全で安心して暮らすことができる西神楽地区の地域づくりを目指すものである。

《基本方針》

支え合う みんなで安心 西神楽
～逃げ遅れ「ゼロ」を目指して～

2 地区の特性

西神楽地区は、JR富良野線、国道237号、さらに旭川空港が備わる旭川市南側の交通の要衝となる地区である。稲作をはじめ、畑作、酪農などの多様な農産物の産地であり、平坦に広がる田園や起伏に富んだ丘陵地など、美しく多彩な農村景観が広がっている。

これまで美瑛川や辺別川、又はその支流、水路からの溢水など、度重なる水害による被害に見舞われてきた地区であり、美瑛川や辺別川に沿って、浸水想定区域が指定されている。また、就実地区は、令和5年3月時点で浸水想定区域に指定されていないが、浸水の危険性が高い。新開地区には、土砂災害（特別）警戒区域に指定されている区域がある。ひと度災害が発生すると、交通網の遮断により孤立する危険性が高い区域が点在している。

令和5年3月現在の西神楽地区の人口は2,790人、世帯数は1,476世帯となっている。また、高齢化率は49.0%と市全体の34.9%を上回っており、避難行動要支援者の人数は80人となっている。

高齢化が進んでいることや、農村部では民家が広範囲に点在していることから、災害時や停電時（特に冬期）、高齢世帯が自宅に取り残される懸念がある。今後、近所での呼びかけや見守り活動が重要であり、避難支援の担い手確保が今後の課題である。

(1) 過去の災害歴

- 昭和50年8月 床上・床下浸水，道路・田畑の冠水
美瑛川・辺別川
- 昭和56年8月 床上・床下浸水，道路・田畑の冠水
美瑛川・辺別川
- 平成22年8月 道路・田畑・さと川パークゴルフ場等の冠水
辺別川（就実地区，新開地区），美瑛川（堤内），15号川
- 平成28年8月 道路・田畑の冠水
辺別川（就実地区，新開地区），15号川
- 平成30年9月 胆振東部地震
ブラックアウト

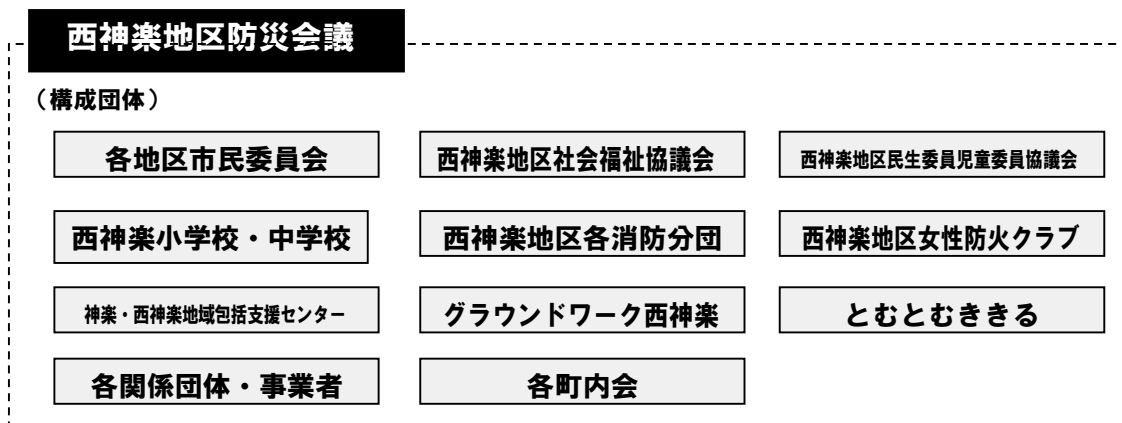
(2) 今後の災害想定

美瑛川・辺別川及び中小河川の堤防決壊や氾濫の他、十勝岳の噴火による火山灰の降灰、竜巻の発生などの災害リスクがある。

また、地震、雪害、大停電（ブラックアウト）によるライフラインの停止等が懸念される。

3 平常時の活動

(1) 組織体制



(2) 防災知識の普及・啓発

西神楽地区防災会議及び構成団体は、お互いに協力しながら各種研修を企画・実施するものとする。

(3) 地域の危険箇所の把握

西神楽地区防災会議及び構成団体は、浸水・土砂災害の危険性が高い区域や古い家屋が密集している区域、狭い道路など、災害の危険性が高い箇所を事前に把握し、地区住民に周知する。

(4) 防災訓練

地区防災会議及び構成団体は、お互いに協力しながら各種訓練を企画・実施するものとする。

ア 西神楽地区防災会議が実施する防災訓練

避難訓練，避難所運営訓練，情報伝達訓練，機器取扱訓練 他

イ 市民委員会や町内会，学校，関係団体・事業者等が実施する防災訓練

避難訓練，消火訓練，情報伝達訓練，機器取扱訓練 他

(5) 避難環境の整備

地区，町内会，家庭ごとに災害時に避難する施設や場所，避難経路を事前に決めておくよう努めることとする。安全な親戚・知人宅，ホテル等への避難も検討する。

西神楽地区の避難所は次のとおりである。

避難所

施設名	所在地	電話番号	浸水深 (m)	洪水時	地震時
西神楽小学校	西神楽北2条3丁目	75-4364	1.22	2階○	○
西神楽中学校	西神楽南2条4丁目	68-3152	1.36	2階○	○
西神楽市民交流センター	西神楽南2条3丁目	75-3111	0.96	×	○
旧聖和小学校	西神楽1線18号	—	0.77	×	○
旧千代ヶ岡小学校	西神楽3線25号	—	1.17	2階○	○
西神楽公民館就実分館	西神楽1線31号	—	—	○	○

(6) 備蓄

西神楽地区の公的備蓄は，次のとおりである。

また，住民自らも家庭での備蓄品（非常食，飲料水，防災グッズなど）を備えるよう努めるものとする。

《公的備蓄》

施設名	主な備蓄品
西神楽小学校	アルファ化米 50, 野菜ジュース 60, 毛布 50, 防災マット 50, 寝袋 50, トイレットペーパー24, コークスストーブ 3, コークス 45, やかん 2, 大鍋 2, 生活用水資機材 1, 浄水器 1, 簡易水槽 1, 給水ポンプ 1, 発電機 1, 携行缶 1, コードリール 2, 投光器 2, カセットコンロ 2
西神楽市民交流センター	アルファ化米 50, 野菜ジュース 30, 毛布 20, 防災マット 50, 寝袋 24 (社協) 発電機
旧聖和小学校	アルファ化米 50, 野菜ジュース 60, 毛布 50, 防災マット 50, 寝袋 50, トイレットペーパー24, コークスストーブ 3, コークス 45, やかん 2, 大鍋 2, 生活用水資機材 1, 浄水器 1, 簡易水槽 1, 給水ポンプ 1, 発電機 1, 携行缶 1, コードリール 2, 投光器 2
旧千代ヶ岡小学校	アルファ化米 50, 野菜ジュース 60, 毛布 50, 防災マット 50, 寝袋 50, トイレットペーパー24, コークスストーブ 3, コークス 45, やかん 2, 大鍋 2, 生活用水資機材 1, 簡易水槽 5, 発電機 1, 携行缶 1, コードリール 2, 投光器 2

《個人備蓄(例)》

種別	主な備蓄品
非常持出品	現金(硬貨), 通帳, 印鑑, 保険証, 携帯電話, モバイルバッテリー
食料・飲料水	乾パン, 缶詰, カップ麺, ビスケット, チョコレート, 飲料水
衛生用品	マスク, アルコール消毒液, 体温計, ウェットティッシュ, 衣料(防寒衣含む), タオル, 洗面用具, 携帯トイレ, 使い捨てカイロ, 軍手
医薬品	解熱剤, かぜ薬, 胃腸薬, 目薬, お薬手帳, 傷薬, ばんそうこう, ガーゼ, 包帯, 三角巾, はさみ
防災グッズ	懐中電灯, 携帯ラジオ, 予備電池, 缶切り, 栓抜き, ナイフ, 割り箸, ビニール袋, 紐類, カセットコンロ, ポータブルストーブ
その他	乳児用ミルク, ほ乳瓶, 紙おむつ, 生理用品

(7) 防災井戸（生活用水）

西神楽地区の防災井戸（生活用水）は次のとおりである。

《井戸》

No	設置場所	名称等
1	西神楽小学校	西神楽北2条3丁目
2	旧聖和小学校	西神楽1線18号

(8) 避難行動要支援者の支援体制

西神楽地区に居住する避難行動要支援者80人のうち、避難支援者への個人情報提供に同意している方は54人である。（※人数は令和4年11月現在）

西神楽地区防災会議として、市から避難行動要支援者名簿の提供を受けており、構成団体が連携して、個別避難計画を作成し、避難行動要支援者への支援体制を構築するものとする。

4 災害時の活動

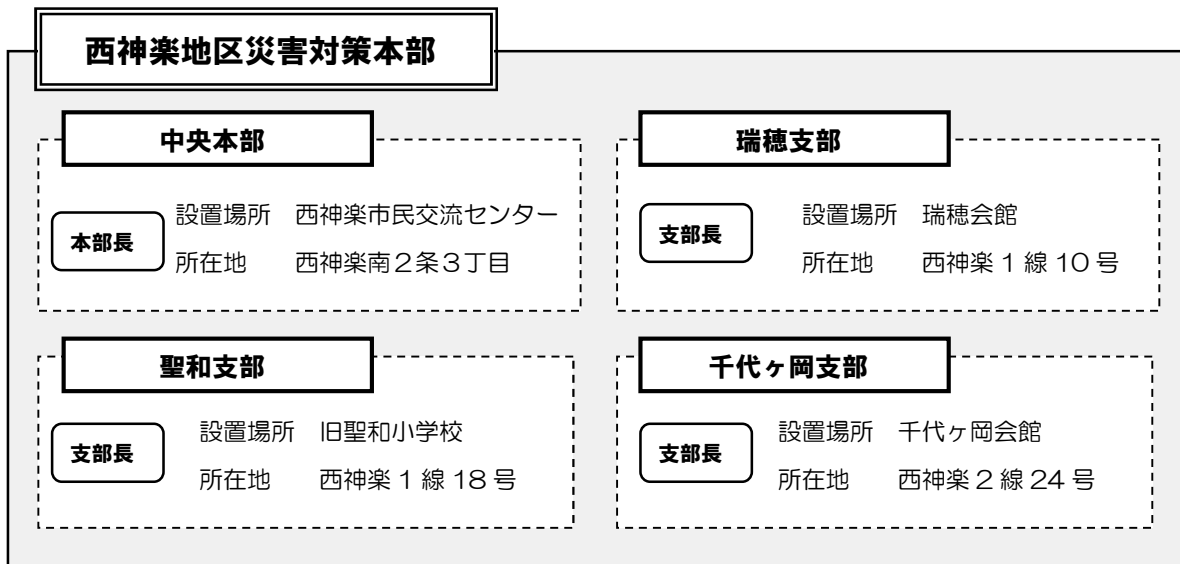
(1) 災害体制（組織と役割分担）

ア 西神楽地区災害対策本部

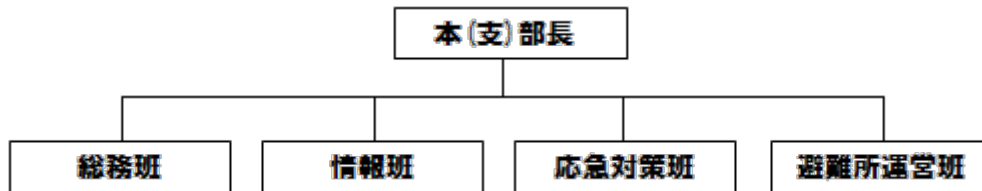
西神楽地区防災会議会長は、必要に応じ、西神楽市民交流センター内に会長を本部長とする「西神楽地区災害対策本部」を設置し、本部員として必要と認める者を招集する。西神楽地区災害対策本部を設置した旨を旭川市防災課に連絡する。

イ 支部

本部長は、必要に応じ、各市民委員会会長を支部長とする「支部」を設置する。支部長は、支部員として必要と認める者を招集する。支部を設置した旨を旭川市防災課に連絡する。



本部・支部の組織図



- 総務班 : 全体調整, 他の班の活動内容に属さないこと
- 情報班 : 情報収集・伝達・共有・災害広報
- 応急対策班 : 救助・救急, 初期消火, 避難誘導活動
- 避難所運営班 : 生活救援(給食給水・炊き出し等), 避難所開設・運営, 避難行動要支援者等の支援

ウ 町内会

西神楽地区の各町内会は、各町内会が定める計画等に基づき、担当区域の住民の安全を確保する。

エ 学校・施設・事業者等

西神楽地区の各学校・施設・事業者等は、各自が定める避難確保計画等に基づき、児童生徒や利用者、従業員等の安全を確保する。

(2) 情報収集・伝達・共有・災害広報

西神楽地区の被災状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置を行う又は必要な支援を受けるため、情報の収集・伝達を次のとおり行う。

ア 西神楽地区災害対策本部

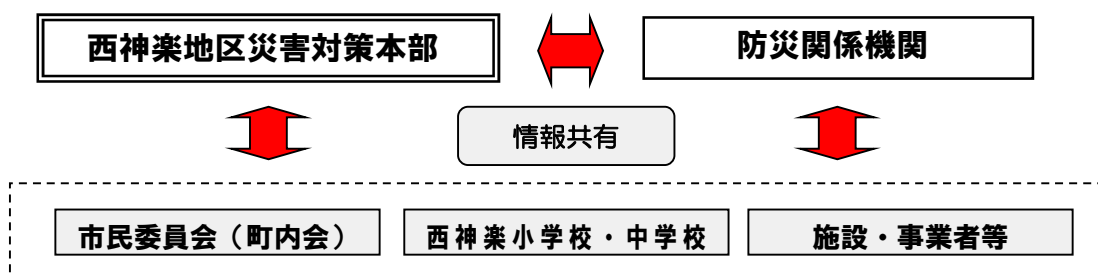
西神楽地区災害対策本部は、西神楽地区全体の被害状況や避難状況についての情報を集約し、防災関係機関に伝達する。緊急対応が必要な場合は、直ちに出勤を要請する。

イ 地区対策本部（市民委員会）

西神楽地区の各地区対策本部（市民委員会）は、担当する区域の被害状況や避難状況について、西神楽地区災害対策本部に報告するとともに、必要と認める情報を住民に伝達する。緊急対応が必要な場合は、直ちに出勤を要請する。

ウ 学校・施設・事業者等

西神楽地区の各学校・施設・事業者等は、被害状況や避難状況について、西神楽地区災害対策本部に報告するとともに、必要と認める情報を、児童生徒や利用者、従業員に伝達する。緊急対応が必要な場合は、直ちに出勤を要請する。



(3) 救助・救急，初期消火

ア 救助・救急

建物の倒壊，落下物等により救出，救護を必要とする者が生じた場合は、直ちに救出・救護活動を行う。負傷者が医師の手当を要するものと認められた時は、医療機関又は防災機関が設置する応急救護所に搬送する。

イ 初期消火

火災が発生した場合は、各家庭や事業所、施設等の消火器や防災資機材等を用いて、初期消火を行うとともに、直ちに消防機関に通報する。

(4) 避難誘導活動

避難情報（高齢者等避難、避難指示）が発令された時は、市民委員会（町内会）や学校、施設、事業所等は、それぞれの避難計画に基づき、開設されている避難所や避難場所等への避難誘導を行うものとする。

(5) 生活救援（給食給水・炊き出し等）

西神楽地区災害対策本部は、各市民委員会（町内会）や学校、施設、事業所等と協力して、市から供給された支援物資や地域内の住民等から提供を受けた食糧等の配分、給食給水、炊き出し等を行う。

(6) 避難所開設・運営

小学校及び中学校等を避難所として開設した場合、西神楽地区対策本部（地区対策支部）は、旭川市や各市民委員会（町内会）、学校、施設、事業所、災害ボランティア等と協力して、避難所の開設・運営を行うものとする。

(7) 避難行動要支援者等の支援

避難支援者は、個別避難計画に基づき避難行動要支援者の避難支援を行うとともに、旭川市や各市民委員会（町内会）、学校、施設、事業所、災害ボランティア等と連携して、避難生活の支援を行うものとする。

必要に応じて、市が開設する福祉避難所[※]への二次避難を検討する。

※福祉避難所 一般の避難所での生活が困難な要配慮者に対して、旭川市と協定を締結している社会福祉施設等に要請し開設する避難所

（例）おびった、点字図書館、中小企業大学校、小・中学校の保健室、旭川社会福祉施設協議会関係施設 他

5 風水害・土砂災害・地震・雪害への対応

西神楽地区防災会議や各市民委員会（町内会）、学校、施設、事業所等は、西神楽地区において風水害や土砂災害、地震、雪害等の災害が発生した場合、本計画に基づき、西神楽地区住民の生命、身体の保護に努めるものとする。

6 災害復旧時の活動

西神楽地区災害対策本部は、旭川市が行う災害復旧に各市民委員会（町内会）、学校、施設、事業所、災害ボランティア等と連携して協力するものとする。

7 計画の見直し

本計画の見直しに当たっては、西神楽地区防災会議の審議に諮るものとし、見直し後には旭川市防災会議に、その内容を通知するものとする。

西神楽地区防災マップ

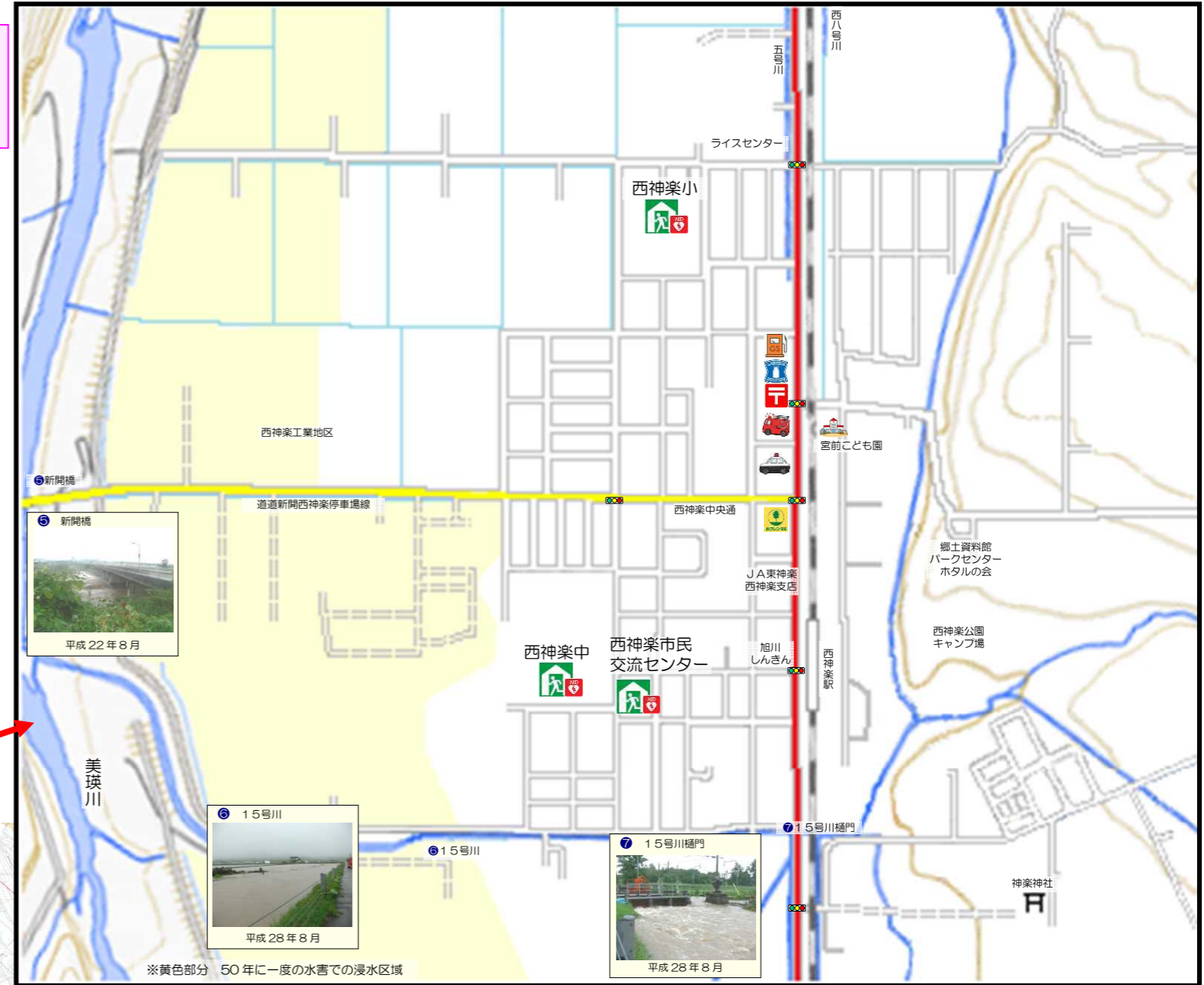
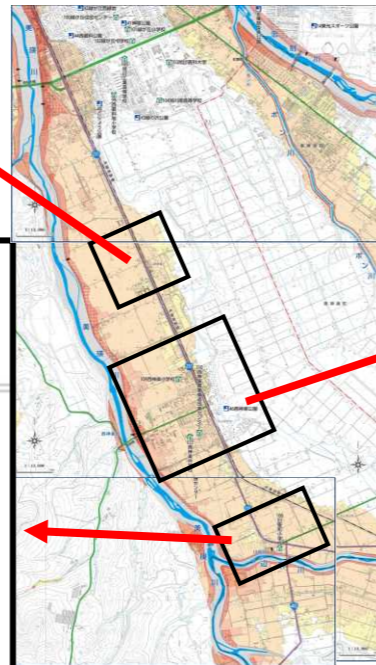
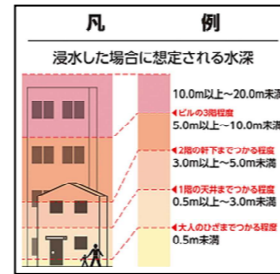
瑞穂地区

中央地区

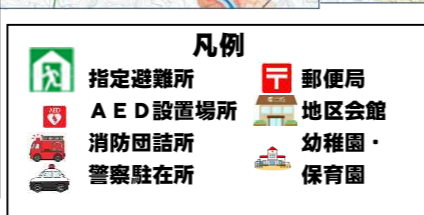


旭川市洪水ハザードマップ 西神楽地区（全体）

旭川市洪水ハザードマップは、1000年に一度の水害での浸水区域を示しています。



聖和地区



千代ヶ岡地区



旭川市関係機関

内容	問合せ先	電話番号
火災・救急・救助 119番	避難所・災害全般 防災安全部防災課	33-9969
事件・事故 110番	道路冠水・崩壊 土木部土木事業所	土木管理課 36-2244 / 25-5375
	河川溢水・護岸崩壊 土木部土木事業所	土木建設課 36-2244 / 25-9795
災害用伝言ダイヤル 171番	内水氾濫・水道水濁り 水道局管路管理課	24-3166
	避難行動要支援者 福祉保険部福祉保険課	25-6425
	支所・窓口 西神楽支所	防災安全部防災課 33-9969 75-3111

ライフライン関係機関

内容	問合せ先	電話番号
停電	停電情報フリーコール	0120-165-597
	北電(株)道北統括支店	0120-06-0124
電話の不通、電話線破等	113センター	113
	携帯電話・PHS	0120-444-113
	ひかり電話・インターネット	0120-000-113
LPガス漏れ・ボンベ破損	北海道LPガス協会上川支部	46-3220
都市ガス漏れ	旭川ガス(株)	45-2800